

# 釜石市再犯防止推進計画の概要

## 1. 計画の基本的な考え方

### 計画策定の背景

全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

平成28年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地方公共団体は、再犯防止施策を進める責務と、国の「再犯防止推進計画」を勘案し「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務として課せられており、再犯を防止するためには、就労、住居、保健医療や福祉など、生活する上で一番身近な市町村の社会復帰に向けた支援が重要であることから、本市の実情を踏まえ「釜石市再犯防止推進計画」を策定するものです。

### 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

また、上位計画である釜石市総合計画及び釜石市地域福祉計画などの関連計画、保健・医療・福祉と密接な関わりを持つ他の計画との整合性を図ってまいります。

### 再犯防止施策の計画の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」（以下「犯罪をした人等」という。）をこの計画の対象者とします。

### 計画期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

### 基本方針及び重点施策

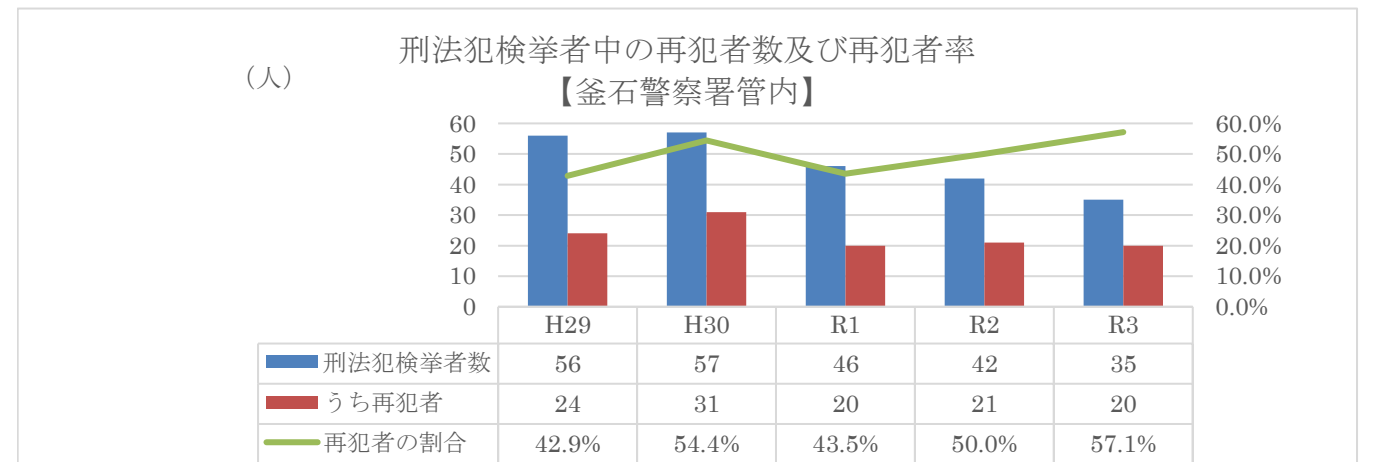
この計画では、国や県における再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした人等が、地域社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することが出来るようにすることにより、市民の犯罪被害を防止することを基本方針とするとともに、次の重点施策に取り組みます。

#### <重点施策>

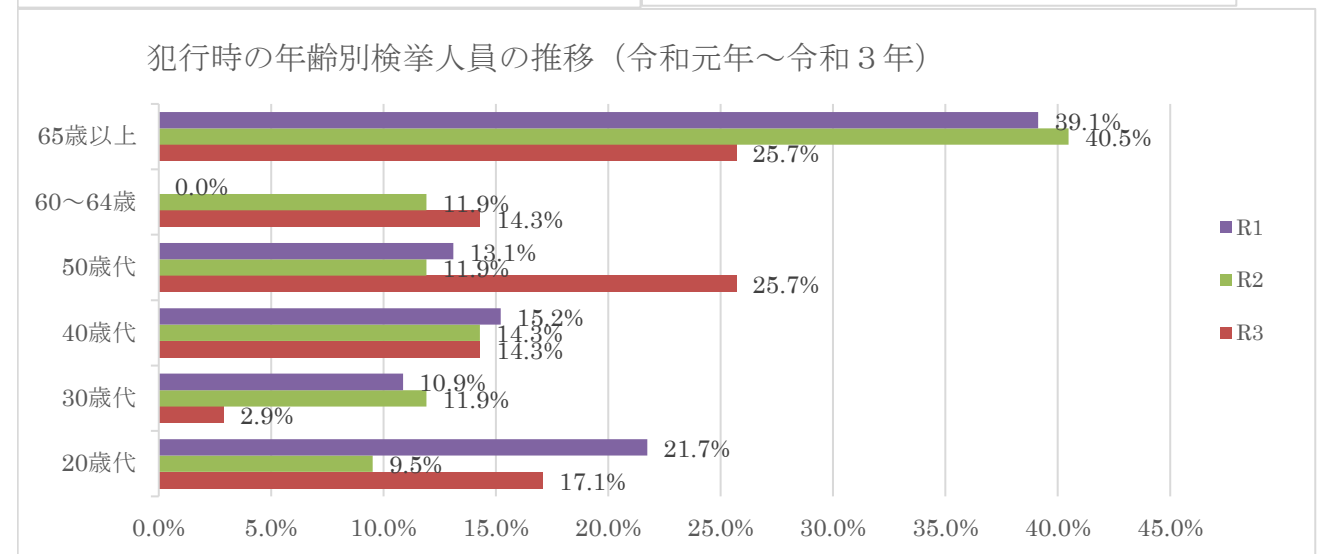
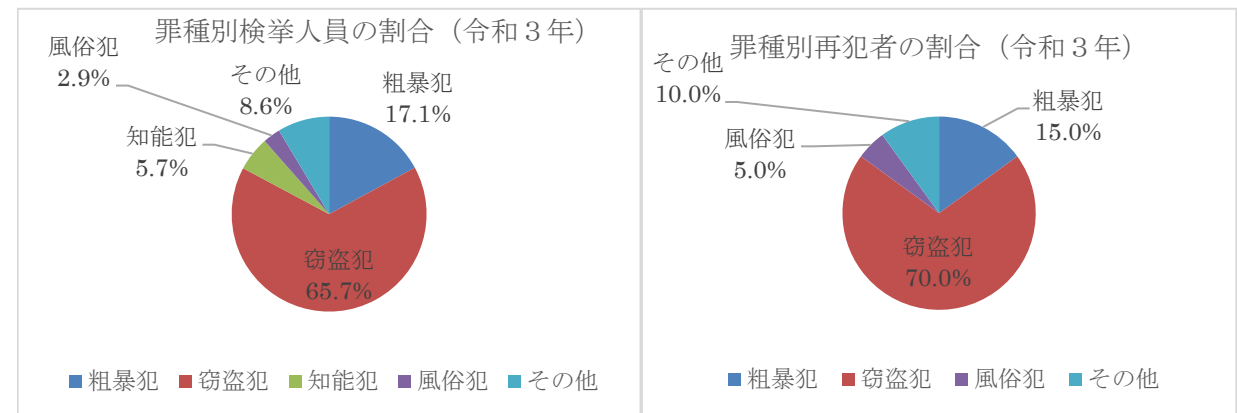
- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した非行防止の取組の推進
- 4 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進等
- 5 国及び県、民間団体等の連携による支援

## 2. 当市における再犯防止を取り巻く状況

釜石警察署管内における過去5年間の刑法犯検挙者数は、減少傾向にあり、刑法犯検挙者中に占める再犯者数は概ね横ばいで推移しておりますが、令和3年の再犯者率は57.1%となっており、岩手県内の再犯者率（49.0%）や全国の再犯者率（48.6%）より高い割合となっています。



釜石警察署管内の罪種別刑法犯検挙状況は、窃盗犯が約6割を占めており、再犯においても窃盗犯の割合が7割を占めています。また、犯行時の年齢別検挙人員の割合は65歳以上の高齢者が特に高く、過去3年間の平均で約3割を超えて占めています。



### 3. 重点施策における取組事項

再犯防止に関する取組	関連する市の取組
1 就労・住居の確保等 (1) 就労の確保	就労支援の実施
	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）
	生活困窮者自立支援事業（就労準備事業）
	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）
	障がい者への就労支援
	高齢者への就労支援
	協力雇用主への支援
(2) 住居の確保	市営住宅の確保
	住宅確保要配慮者円滑入居住宅の情報提供
	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）[再掲]
	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）[再掲]
	障がいのある人の居住支援
	養護老人ホーム等への入所措置
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	地域包括支援センターによる包括的支援
	認知症総合支援事業
	障がい者福祉の推進
	自立支援（精神通院）医療費助成
	包括的相談支援体制の充実
	社会福祉協議会による地域づくりの推進
	民生委員・児童委員による地域福祉の推進
	生活福祉資金の貸付
	生活保護制度
	「ダメ。ゼッタイ。普及運動」

再犯防止に関する取組	関連する市の取組
3 学校等と連携した非行防止の取り組みの推進	青少年の健全育成
	社会を明るくする運動等の推進
	「ダメ。ゼッタイ。普及運動」[再掲]
	不登校、学校生活、就学等についての教育相談
	薬物乱用防止教育の推進
	子どもの居場所づくりの推進
4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	社会を明るくする運動等の推進 [再掲]
	岩手県更生保護協会への協力
	更生保護団体への活動支援
	人権についての啓発活動の推進
5 国及び県、民間団体等の連携による支援	社会を明るくする運動等の推進 [再掲]

### 4. 計画の推進

犯罪をした人等の立ち直りを支援するとともに、様々な理由で生きづらい思いをしている人に寄り添う安全・安心な地域社会を実現するため、市における再犯の防止等の取組を実施する庁内の関係部署を中心に、関係機関や民間協力団体等と十分な連携を図り、本計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行いながら、本計画を推進します。

また、本計画の推進に当たっては、市民の理解や協力とともに、関係機関や更生保護団体などとの協力や連携が不可欠であることから、「再犯防止推進連絡協議会」を設置し、情報共有や意見交換等を行い、地域における再犯の防止等の取組を推進していきます。